



「性暴力被害者支援」公開講座

演題

関係は他者の尊重から始まる ～性暴力被害における「合意」の問題～

お酒を飲んで酔ったら、
なにをされてもしかたないのかな？

「イヤ」って言うの
苦手だな…

黙ってる＝“合意”したって
ことなのかな…？

相手のしつこさに負けたら
“合意”なの？



平成29年

日時

11月**17**日 

午後**6**時**15**分～午後**8**時

【開場：午後5時45分】

場所

琴浦町生涯学習センター

まなびタウンとうはく

(東伯郡琴浦町大字徳万266-5 ☎ 0858-52-1111)

講師

たかやま なおこ

高山 直子 さん

(カウンセリング&サポートサービスN カウンセラー)

「合意」ってなんだろう・・・？

”合意”は、「互いの意思が一致する」ことを意味しますが、毎日の生活の中で、また、性的な関係性において特に大切なポイントです。

しかし、”合意”について考える機会ってなかなかありません。相手の意思を確認し尊重するとはどういうことなのか？相手のしつこさに負けて屈してしまったり、抵抗しなかったら、”合意”なののでしょうか？

性暴力被害の観点から”合意”とは何かを掘り下げると同時に、私たちの日常生活の中で、他者を尊重するとはどういうことなのかを一緒に考えてみませんか？

■ 講師 ■ カウンセリング&サポートサービスN カウンセラー

たかやま なおこ

高山 直子 さん

女性問題専門カウンセラー、大学のハラスメント専門相談員、東京都労働情報相談センター心の健康相談員。セクハラなど性的被害や女性の労働問題を専門に活動し、2017年5月にカウンセリング&サポートサービスNを開設。著書に『働く人のための「読む」カウンセリングーピープル・スキルを磨く』（研究社）。

申込

郵送、ファクシミリ、電子メール又は電話のいずれかで、申込先まで連絡ください。

■ 申込締切 ■ 11月8日(水)

■ 申込・お問い合わせ先 ■

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内
鳥取県性暴力被害者支援協議会 宛

電話 : 0857-26-7187 ファクシミリ: 0857-26-8171

E-mail : jimukyoku@sar-tottori.org

11月12日(土)～25日(金)は内閣府による「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。